

## 蓮田駅西口駅前公共空地におけるキッチンカー等募集・出店要領

令和7年3月17日市長決裁

### 1 目的

蓮田駅西口駅前広場に面する公共空地において、JR東日本蓮田駅が実施している事業と合わせて、キッチンカー等を出店していただくことにより、蓮田駅西口駅前の賑わいを創出する。

### 2 定義

この要領において、キッチンカー等とは、キッチンカー（移動販売車）、簡易テントによる販売をいう。

### 3 販売品目

(1) 農産物、加工品

(2) 酒類を除く飲食物（自動車又は簡易テントによる営業（調理・製造・販売）で保健所から許可を得ているもの。）で、次に掲げる内容を遵守しているもの。

ア 販売する食材は、安全が認められている食材を使用すること。

イ 調理・包装済みの飲食物を販売する場合は、名称、期限表示、製造者、販売者等を必ず表示すること。

ウ 販売価格は市場価格を基準とし、不当な価格で販売しないこと。

### 4 出店場所及び出店条件

(1) 出店場所

蓮田市本町3842番23

（別添図面のとおりとし、A、Bの2区画）

(2) 出店時間

JR蓮田駅キッチンカー等出店日の11:30～20:30

（年末年始の12/29～1/3を除く）

（出店準備・後片付けは、出店時間の前後30分とする）

(3) 出店料

試行期間は無料とし、その後は有料とする。1区画1回当たりの出店料は試行期間の事業運営を鑑み決定する。

### 5 資格と制限

(1) 出店資格

出店をしようとする者は、次のアからカの各号に該当するものとする。ただし、農産物の販売のみの場合は次のカに該当し、農業委員会による農家の証明がなされる者とする。

- ア 営業を許可する公的機関の発行する営業許可書を有する者
- イ 生産物賠償責任保険（PL保険）等に参加している者
- ウ キッチンカーで販売する場合は、営業許可書の営業種類が、自動車による飲食店営業等であること
- エ 食品衛生責任者又はそれに代わる資格を有している（調理師等）者
- オ 保健所が定める適切な衛生管理加工（調理等）ができ、販売品を衛生的に取り扱える者
- カ A区画に出店できる者は市内事業者に限る
- キ B区画に出店できる者はキッチンカー（移動販売車）での営業に限る
- ク 誓約書に同意した者

## （2）出店の制限

次のいずれかに該当する者は、出店することができない。

- ア 制限能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助者及び未成年者）
- イ 破産者であって復権していない者
- ウ 国税、地方税を滞納している者
- エ 暴力団関係者及びその繋がりがある者
- オ 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある者
- カ 政治活動、宗教活動を行うおそれのある者
- キ 申込業種において申込日から過去1年以内に行政処分を受けている者

## （3）出店資格の取消

次のいずれかに該当する者は、出店を取り消す。また、蓮田市が損害を受けた場合は、蓮田市は出店している者に対して損害賠償をできるものとする。なお、出店取り消しにより被る損害に対しては、蓮田市は一切責任を負わない。

- ア 出店後に出店の制限に該当する事実が判明した場合
- イ 出店条件、その他に掲げる事項を遵守しない場合や蓮田市が出店を不相当と判断した場合（出店者との協議により改善が認められない場合を含む。）
- ウ 申請時おける販売品以外の販売及び宣伝行為が判明した場合

## （4）設備・店舗について

- ア 出店に必要なすべての費用等は、出店者の負担とする。
- イ 法令で定める申請、届出、必要な資格者の配置は出店者の責任と負担で実施すること。
- ウ 出店者は、販売品及び出店に関わる一切の責任をおうこと。
- エ 出店者は、出店者の責任で出店スペースにゴミ箱等を設置するとともに、適正に廃棄物処理（排水を含む。）を処理すること。また、購入者に対してゴミ箱等への廃棄を促すこと。
- オ BGM等を流すことは、原則禁止とする。
- カ 火気を使用する場合には、消火器を必ず設置すること。

キ 飲食物の出店者はゴミ箱を必ず設置すること。

(5) その他

ア 出店の際にキッチンカー等申請許可書は、見やすい場所に掲示すること。

イ 販売終了後は、現状を回復するとともに、敷地内のごみの有無を確認し、必ず清掃を行うこと。

ウ 搬入搬出の際は、駅前広場通行者の妨げにならないよう、交通安全に十分配慮すること。

エ 駅前広場（歩道）に、車の庇、販売窓口台などはみ出したりしないこと。

オ 車両移動時以外はエンジンを停止すること。

カ 出店に起因する事故（火災や食中毒など）や苦情（販売品や営業方法に関するものを含む。）は、出店者が全責任を負い、誠意をもって対応すること。

キ 出店者はその責めに帰すところにより、施設の全部又は一部を滅し、若しくは損傷した時は、その損害額に相当する金額を損害賠償として、蓮田市に支払わなければならない。ただし、施設を現状に回復した場合は、この限りでない。

ク 出店者の備品や販売品の盗難、破損及び紛失について、蓮田市は一切の責任を負わない。

ケ 出店許可は、申請書に対する許可を受けた者本人にするものであり、名義貸しについてはこれを禁止する。

コ その他関係法令を遵守すること。

6 申込提出書類（以下の書類を（1）様式第1号 キッチンカー等出店許可申請書に添付して蓮田市産業振興課窓口まで持参すること。）

- (1) 様式第1号 キッチンカー等出店許可申請書
- (2) 営業許可書の写し（保健所発行）
- (3) 食品衛生責任者又は同等の効力を有する書類の写し
- (4) 生産物賠償責任保険（PL保険）証明書の写し
- (5) キッチンカー車検証の写し（簡易テント販売の場合は、提出不要。）
- (6) 運転免許証の写し
- (7) 誓約書
- (8) その他必要に応じて蓮田市が求める書類

7 その他

- (1) この要領は、当面の間試行期間として運用する。なお、本運用に切り替える際は、改めて市長決裁の上、関係者等に周知を行う。
- (2) 試行期間中は、使用料は無料とするが、1日の売上金額を蓮田市に報告すること。
- (3) この要領に定めるもののほか、必要な事項はその他細則等、別に定める。

問い合わせ先

蓮田市環境経済部産業振興課商工観光担当

電話 048-768-3111 (内線237)

mail [sangyou@city.hasuda.lg.jp](mailto:sangyou@city.hasuda.lg.jp)

様式第1号

キッチンカー等出店許可申請書

年 月 日

蓮田市長 様

住 所 \_\_\_\_\_  
申請者名 \_\_\_\_\_  
(店舗名・屋号) \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_  
販売責任者 \_\_\_\_\_  
連絡先 \_\_\_\_\_  
(電話番号) \_\_\_\_\_  
(メールアドレス) \_\_\_\_\_

下記のとおり出店許可を受けたいで申請します。

目 的	蓮田駅西口駅前広場における賑わいの創出
販 売 物	
出店予定日	利用調整会議で決定した期日
出店区画	A区画 ・ B区画 ・ A. B区画の両方 (※いずれかに○)
持ち込み機材	キッチンカー ・ テント (※いずれかに○)

※添付書類

- 営業許可書の写し (保健所発行)
- 食品衛生責任者又は同等の効力を有する書類の写し
- 生産物賠償責任保険 (PL保険) 証明書の写し
- キッチンカー車検証の写し (簡易テント販売の場合は、提出不要。)
- 申請者本人確認書面 (要貼付: 運転免許証又はマイナンバーカードの写し等)
- 誓約書
- 検便検査報告書等
- その他 ( )



